

民事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

設問 1 (配点 10 点)

設問 2 の前提として、将来給付の訴えと現在給付の訴えとは口頭弁論終結時までに履行期が到来しているか否かで分けられること、訴えの利益の判断において異なることを述べるのが求められる。

設問 2 (配点 15 点)

設問 3 の前提として、135 条の趣旨が起訴責任 (民執 35) の転換の正当化根拠を求めることにあることから、将来給付の訴えにおける訴えの利益 (履行期に適時に履行される必要性が高い場合等) だけでなく、本問で問われる請求適格についても述べてもらいたいと考えた。

設問 3 (配点 15 点)

将来発生する請求権、請求適格の問題であることを指摘し、最判昭和 56. 12. 16 で示された基準に従い、肯定の結論を導きだしてもらいたいと考えが、判例の基準については明確に述べられていなくてもよく、また、訴えの利益の基本的な考え方から答えを導くものも同様に評価するものとする。

以上